

一関市告示第114号

一関市農業用草刈機導入補助金交付要綱を次のように定め、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

一関市長 佐藤善仁

一関市農業用草刈機導入補助金交付要綱

(目的)

第1 農地の環境維持を図るため、農地の所有者等が、農地の草刈りを目的とした草刈機を導入する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号）及びこの告示により補助金を交付する。

(補助金の交付対象者)

第2 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、第5に規定する補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）において、市内に住所を有する者又は市内に事業所を有する法人若しくは集落営農組織であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に農地を所有し（補助対象者と同一世帯の者が所有している場合を含む。）、又は利用権が設定された農地を耕作していること。
- (2) 補助金の交付の申請をする年の前年において、農業収入が50万円以上あること。
- (3) 市、国、他の団体等からこの告示による補助金と同様の補助金等の交付を受けていない者であること。
- (4) 一関市暴力団等排除措置要綱（平成28年一関市告示第69号）第2第6号に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。

(補助金の交付対象経費)

第3 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれにも該当する草刈機の導入に要する経費とする。

- (1) 農地の草刈りを目的としたものであること。ただし、農地の草刈り以外に供される汎用性の高いものは除く。

- (2) 本体価格が10万円以上のものであること。ただし、草刈機を買い替える場合であつて、買い替え前の草刈機の下取りによる収入がある場合は、当該収入額を減額した額を機械の価格とする。
- (3) 市内に事業所を有する業者から購入したものであること。
- (4) 申請日と同年度に購入したものであること。
- (5) 中古の草刈機の場合は、使用可能期間が2年以上であることを販売店等が証明できるものであること。

(補助金の額)

第4 補助金の額は、補助対象経費の4分の1に相当する額以内の額（その額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）とし、5万円を上限とする。ただし、仕入控除税額（補助金の対象となる草刈機に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

(補助金の交付の申請)

第5 補助金の交付を申請しようとする者は、農業用草刈機導入補助金交付申請書兼請求書（別記様式）に市長が必要と認める書類を添えて、別に定める提出期日までに市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請は、同一の補助対象者につき1回限りとする。

(補助金の交付決定及び交付)

第6 市長は、第5の規定により補助金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第7 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(報告又は書類の提出の請求)

第8 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、報告を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。

（草刈機の管理等）

第9 交付決定者は、この告示により導入した草刈機を有効に活用し、農地の環境維持に努めなければならない。

2 交付決定者は、この告示により導入した草刈機を補助金の交付の目的に反して使用し、又は譲渡等（貸付け、廃棄、その他これらに類する行為を含む。）を行う場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過した場合その他市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（補則）

第10 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

一関市長 様

(申請者) 住 所
氏 名
電 話

農業用草刈機導入補助金交付申請書兼請求書

農業用草刈機導入補助金の交付を受けたいので、一関市農業用草刈機導入補助金交付要綱に基づき、次のとおり補助金の交付を申請し、請求します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 購入した草刈機の概要等

草刈機械名	
製造メーカー、規格、型式	
補助対象者の消費税等の課税区分	<input type="checkbox"/> 課税事業者（消費税等を除く金額で補助金申請） <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者（消費税等を含む金額で補助金申請） <input type="checkbox"/> 免税事業者（消費税等を含む金額で補助金申請）
価 格	円（税抜） 円（税込）
補助対象額	円
補助金申請額	円 ※ 補助対象額×1/4（1円未満切り捨て）

3 補助金の振込先

金融機関名	銀行・金庫・農協			本・支店名	店
口座番号	普通・総合・当座				
	振込先がゆうちょ銀行の場合				
	記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)			番号(右づめで記入)	
			※		
(フリガナ) 口座名義					

4 誓約・同意事項 (全ての事項を確認し、同意のチェック☑が必要です)

チェック欄	項目
<input type="checkbox"/>	一関市暴力団等排除措置要綱(平成28年一関市告示第69号)第2第6号に規定する排除措置対象者ではありません。
<input type="checkbox"/>	申請者は、市内に住所を有する者又は市内に事業所を有する法人若しくは集落営農組織であって、市内に農地を所有している(同一世帯が所有している場合も含む。)又は利用権が設定された農地を耕作しています。
<input type="checkbox"/>	本申請に当たり、申請内容及び添付書類に虚偽がないことを誓約します。
<input type="checkbox"/>	本補助金を受給後、交付の要件に該当しないことが判明した場合には、補助金を返還することに同意します。
<input type="checkbox"/>	審査の上で必要な書類の提出を市から求められた場合には、依頼に応じて速やかに提出いたします。

5 添付書類

- (1) 補助金の交付の申請をする年の前年の農業収入が確認できる書類(申告書、決算書の写し等)
- (2) 草刈機の概要がわかる書類(カタログの写し、写真等)
- (3) 草刈機が納品されたことを証する書類(納品書の写し等)
- (4) 支払いを証する書類(領収書、支払証明書等の写し。品名等の記載がないものは、注文書や請求書等の購入機械の内容が分かるものを添付すること。)
- (5) 申請者名義の通帳の写し(金融機関名、支店、口座番号及び名義人のカナ表示がある箇所)
- (6) 中古の草刈機を購入した場合は、耐用年数が2年以上であることを証する書類(販売店等が発行する使用可能期間証明書等の写し)